

平成29年 9 月15日開会

# 平成29年 9 月徳島県議会定例会議案



## 目 次

第 1 号	平成29年度徳島県一般会計補正予算（第2号）	1頁
第 2 号	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	5
第 3 号	企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について	7
第 4 号	地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正について	9
第 5 号	徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正について	11
第 6 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	13
第 7 号	徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部改正について	15
第 8 号	徳島県個人情報保護条例及び徳島県情報公開条例の一部改正について	17
第 9 号	徳島県立学校設置条例の一部改正について	19
第 10 号	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正について	21
第 11 号	平成29年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について	25
第 12 号	平成29年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について	29
第 13 号	平成29年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について	31
第 14 号	平成29年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について	33
第 15 号	平成29年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について	37
第 16 号	平成29年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について	39
第 17 号	平成29年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について	41
第 18 号	西部健康防災公園物資集積施設新築工事のうち建築工事の請負契約について	43
第 19 号	I P R形移動無線機の購入契約について	45
第 20 号	徳島県立航空旅客取扱施設の指定管理者の指定について	47
第 21 号	平成28年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について	49

第 22 号	平成28年度徳島県病院事業会計決算の認定について	51頁
第 23 号	平成28年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	53
第 24 号	平成28年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	55
第 25 号	平成28年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	57
第 26 号	平成28年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	59
報告第 1 号	徳島県継続費精算報告書について	61
報告第 2 号	平成28年度決算に係る健全化判断比率の報告について	63
報告第 3 号	平成28年度決算に係る資金不足比率の報告について	65
報告第 4 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	67
報告第 5 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	69
報告第 6 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成28年度に係る業務の実績に関する評価結果について	71
報告第 7 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院中期目標に係る事業報告について	73
報告第 8 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院中期目標に係る業務の実績に関する評価結果について	75

## 第 1 号

## 平成29年度徳島県一般会計補正予算（第2号）

平成29年度徳島県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,007,601千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ493,692,817千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年9月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 59,984,052	千円 912,224	千円 60,896,276
	1 国庫負担金	30,383,067	856,913	31,239,980
	2 国庫補助金	28,401,916	53,311	28,455,227
	3 委託金	1,199,069	2,000	1,201,069
10 財産収入		1,038,899	437	1,039,336

	1 財 産 運 用 収 入	593,284	437	593,721
11 寄 附 金		26,150	5,558	31,708
	1 寄 附 金	26,150	5,558	31,708
12 繰 入 金		84,213,510	442,412	84,655,922
	2 基 金 繰 入 金	19,499,522	442,412	19,941,934
13 繰 越 金		1,069,371	5,483,010	6,552,381
	1 繰 越 金	1,069,371	5,483,010	6,552,381
14 諸 収 入		17,580,498	4,960	17,585,458
	8 雑 入	3,341,344	4,960	3,346,304
15 県 債		53,444,000	159,000	53,603,000
	1 県 債	53,444,000	159,000	53,603,000
歳 入 合 計		486,685,216	7,007,601	493,692,817

## 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 25,404,205	千円 4,084,367	千円 29,488,572
	1 総 務 管 理 費	12,676,129	4,015,000	16,691,129

		2 企 画 費	5,874,982	57,100	5,932,082
		6 防 災 費	1,504,594	12,267	1,516,861
	3 民 生 費		61,275,801	59,316	61,335,117
		1 社 会 福 祉 費	44,598,715	59,316	44,658,031
	4 衛 生 費		25,564,732	2,623,400	28,188,132
		1 公 衆 衛 生 費	6,308,744	2,000	6,310,744
		2 環 境 衛 生 費	2,813,935	16,700	2,830,635
		4 医 薬 費	5,887,271	2,604,700	8,491,971
	6 農 林 水 産 業 費		30,661,485	19,518	30,681,003
		1 農 業 費	5,341,174	7,978	5,349,152
		2 園 芸 費	831,195	1,540	832,735
		5 林 業 費	10,863,512	10,000	10,873,512
	7 商 工 費		65,404,767	30,000	65,434,767
		3 観 光 費	1,516,747	30,000	1,546,747
	8 土 木 費		48,604,443	153,000	48,757,443
		3 河 川 海 岸 費	12,987,188	153,000	13,140,188
	9 警 察 費		20,742,596	38,000	20,780,596

	1 警 察 管 理 費	18,379,226	38,000	18,417,226
歳 出	合 計	486,685,216	7,007,601	493,692,817

### 第2表 債務負担行為補正

#### 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
徳島県水道ビジョン策定業務委託契約	平 成 30 年 度	9,800千円

### 第3表 地方債補正

#### 1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
林 業 治 山 事 業	千円 2,137,000	千円 2,146,000
河 川 海 岸 事 業	6,329,000	6,479,000
計	53,444,000	53,603,000



## 第二号

### 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表四十五の項17中「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日又は土地改良法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十九号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

#### 提案理由

土地改良法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第三号

## 企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について

企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例（平成二十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例

第一条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（）」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（）」に、「第九条第一項」を「第四条第二項第一号」に、「同意集積区域」を「促進区域」に、「同項」を「法第十七条」に、「特定事業（以下「特定事業」を「承認地域経済牽引事業（法第二十四条の主務大臣が定める基準に適合することについて同条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。以下「承認地域経済牽引事業」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」に、「。以下「省令」という。）第三条」を「）第二条」に、「事業者（法第五条第二項第六号に規定する指定集積業種であつて省令第四条に規定するものに属する事業を行う者に限り）」を「承認地域経済牽引事業者（法第十四条第一項に規定する承認地域経済牽引事業者をいい）」に改める。

第二条中「同意集積区域」を「促進区域」に、「第五条第五項」を「第四条第六項」に、「当該同意が平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「法第十五条第二項に規定する承認企業立地計画に従つて」を削り、「事業者」を「承認地域経済牽引事業者」に改め、「省令第五条第一号に規定する」を削る。

第三条第二号中「特定事業」を「承認地域経済牽引事業」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の規定は、同条例第一条に規定する承認地域経済牽引事業者が平成二十九年七月三十一日以後に設置した同条に規定する適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

(経過措置)

- 3 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号。以下「改正法」という。）の施行前に改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十四条第三項の規定による承認（同法第十五条第一項の規定による変更の承認を含む。）を受けた同法第十四条第一項の企業立地計画（改正法附則第三条第二項の規定に基づきなお従前の例により変更の承認を受けたものを含む。）及び改正法附則第三条第一項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた企業立地計画（同条第二項の規定に基づきなお従前の例により変更の承認を受けたものを含む。）に従ってこの条例による改正前の第一条に規定する適用対象施設を設置した事業者についての当該適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の課税免除については、なお従前の例による。

(過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

- 4 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例」を、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例」に改める。

### 提案理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四号

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正について

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五条第十九項」を「第五条第十八項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

地域再生法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第五号

## 徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正について

徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中三十六の項を三十七の項とし、三十五の項を三十六の項とし、三十四の項を三十五の項とし、三十三の項の次に次のように加える。

三十四 旅行業法第二十四条第一項及び旅行業法施行令第五条第二項の規定に基づき旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	一万五千元
---	-------

## 附 則

- この条例は、平成三十年一月四日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）附則第四条の規定に基づき同法第二条の規定による改正後の旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十四条第一項の規定の例により登録の申請を行う者は、改正後の別表第一の三十四の項の規定の例により、手数料を納付しなければならない。

## 提案理由

旅行業法の一部が改正されたことに伴い、旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第六号

## 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十八の項中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改め、同表の九十九の項の次に次のように加える。

九十九の二 不動産特定共同事業法第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録 の申請に対する審査	六万円
九十九の三 不動産特定共同事業法第四十一条第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録 の更新の申請に対する審査	六万円

## 附 則

この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。ただし、別表第一の三十八の項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 提案理由

不動産特定共同事業法の一部が改正されたことに伴い、小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査等に係る手数料を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第七号

### 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部改正について

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部を改正する条例

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（平成二十八年徳島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一号中「訓練の実施及び」を「同条第五項の規定による訓練の実施及び同条第六項の規定による」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定は、市町村長が同項各号に掲げる者に対し水防法、津波防災地域づくりに関する法律その他の法令に基づき措置を講ずることを妨げるものではない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

水防法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第八号

## 徳島県個人情報保護条例及び徳島県情報公開条例の一部改正について

徳島県個人情報保護条例及び徳島県情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県個人情報保護条例及び徳島県情報公開条例の一部を改正する条例

(徳島県個人情報保護条例の一部改正)

**第一条** 徳島県個人情報保護条例(平成十四年徳島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

一 個人情報 個人に関する情報であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(徳島県情報公開条例(平成十三年徳島県条例第一号)第二条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

ロ 個人識別符号が含まれるもの

第二条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「(平成十三年徳島県条例第一号)」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。

四 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第五条第一項中「個人の」を削り、「記述」を「記述等」に、「個人別に付された番号、記号その他の符号」を「個人識別符号」に改める。

第六条第三項中「思想、信条又は信教に関する個人情報、病歴、身体障がい等の身体に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第二十五条第二項中「(徳島県情報公開条例第二条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)」を削る。

(徳島県情報公開条例の一部改正)

**第二条** 徳島県情報公開条例(平成十三年徳島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「記述等」の下に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)」を加え、「により、特定」を「ができ、それにより特定」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、個人情報の定義が明確化されたこと等に鑑み、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第九号

## 徳島県立学校設置条例の一部改正について

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例

徳島県立学校設置条例（昭和三十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表中その三をその四とし、その二の次に次のように加える。

その三 中等教育学校

名 称	位 置
徳島県立城ノ内中等教育学校	徳島市北田宮二丁目

## 附 則

この条例は、平成三十一年十一月一日から施行する。

## 提案理由

本県における新たな時代に対応した学校づくり及び多様な教育の実現を図るため、新たに徳島県立城ノ内中等教育学校を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





第十号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正について

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

「及び同法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第五条」を削り、「により」を「に基づき」に改める。

表徳島県徳島東警察署の項及び徳島県徳島西警察署の項を次のように改める。

徳島県徳島中央警察署	徳島市中洲町一丁目	徳島市（徳島県徳島名西警察署及び徳島県徳島板野警察署の管轄に属する地域を除く。） 名東郡
徳島県徳島名西警察署	徳島市庄町三丁目	徳島市佐古一番町、佐古二番町、佐古三番町、佐古四番町、佐古五番町、佐古六番町、佐古七番町、佐古八番町、南佐古一番町、南佐古二番町、南佐古三番町、南佐古四番町、南佐古五番町、南佐古六番町、南佐古七番町、南佐古八番町、北佐古一番町、北佐古二番町、佐古山町、田宮町、南田宮、北田宮、春日町、春日、南矢三町、北矢三町、南島田町、中島田町、北島田町、蔵本町、蔵本元町、南蔵本町、庄町、南庄町、鮎喰町、名東町、加茂名町、不動本町、

不動東町、不動西町、不動北町、入田町、中吉野町  
四丁目、上助任町三本松、一宮町、下町及び国府町  
名西郡

表徳島県徳島北警察署の項の項名を「徳島県徳島板野警察署」に改め、同項中「板野郡松茂町及び北島町」を「板野郡」に改め、同表徳島県板野警察署の項及び徳島県石井警察署の項を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(徳島県警察署協議会条例の一部改正)

2 徳島県警察署協議会条例（平成十三年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年徳島県条例第 号。以下「二十九年改正条例」という。）の施行の日の前日において二十九年改正条例による改正前の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例表に規定する警察署のうち次の表の上欄に掲げるものに置かれている協議会の委員に委嘱されている者は、二十九年改正条例の施行の日に、二十九年改正条例による改正後の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例表に規定する警察署のうちそれぞれ次の表の相当下欄に掲げるものに置かれている協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、同日の前日における委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

徳島県徳島西警察署	徳島県徳島名西警察署
徳島県石井警察署	
徳島県徳島北警察署	徳島県徳島板野警察署
徳島県板野警察署	

## 提案理由

管轄区域内の治安の維持及び向上の必要性に鑑み、徳島県徳島西警察署及び徳島県石井警察署の管轄区域並びに徳島県徳島北警察署及び徳島県板野警察署の管轄区域をそれぞれ統合し、統合後の区域を管轄する警察署の名称及び位置を定めるとともに、これらの警察署の統合に伴い、徳島県徳島東警察署の名称を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第 11 号

## 平成29年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について

平成29年度県営土地改良事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 29 年 9 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営土地改良事業	徳島市	湛水防除事業	100,000,000 <sup>円</sup>	15,000,000 <sup>円</sup>	1.5/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	基幹農道整備事業	40,000,000	3,440,000	0.86/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	210,000,000	47,250,000	2.25/10以内	
		地盤沈下対策事業	20,000,000	1,200,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	75,000,000	5,625,000	1.5/10以内	
		小 計	345,000,000	57,515,000	—	
	小松島市	経営体育成基盤整備事業	35,000,000	2,625,000	2.25/10以内	
		地盤沈下対策事業	5,000,000	300,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	35,000,000	5,250,000	1.5/10以内	
		小 計	75,000,000	8,175,000	—	
	阿南市	中山間地域農村活性化総合整備事業	50,000,000	4,900,000	1.5/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	130,000,000	6,500,000	2.25/10以内	

		老朽ため池等整備事業	5,000,000	900,000	2/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	70,000,000	7,000,000	1/10以内	
		小 計	255,000,000	19,300,000	—	
	吉野川市	基幹農道整備事業	8,000,000	688,000	0.86/10以内	
		広域営農団地農道整備事業	48,000,000	4,800,000	1/10以内	
		老朽ため池等整備事業	9,000,000	1,800,000	2/10以内	
		小 計	65,000,000	7,288,000	—	
	阿波市	県営農道整備事業	8,000,000	2,000,000	2.5/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	20,000,000	4,500,000	2.25/10以内	
		老朽ため池等整備事業	20,000,000	4,000,000	2/10以内	
		小 計	48,000,000	10,500,000	—	
	美馬市	広域営農団地農道整備事業	5,000,000	500,000	1/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	20,000,000	2,000,000	1.75/10以内	
		老朽ため池等整備事業	60,000,000	12,000,000	2/10以内	
		小 計	85,000,000	14,500,000	—	
	三好市	広域営農団地農道整備事業	47,500,000	4,750,000	1/10以内	
		中山間地域農村活性化総合整備事業	65,000,000	7,500,000	1.5/10以内	
		老朽ため池等整備事業	109,000,000	21,800,000	2/10以内	
		小 計	221,500,000	34,050,000	—	
	勝浦町	基幹農道整備事業	35,000,000	3,010,000	0.86/10以内	

		広域営農団地農道整備事業	32,500,000	3,250,000	1/10以内
		小 計	67,500,000	6,260,000	—
	上 勝 町	広域営農団地農道整備事業	32,500,000	3,250,000	1/10以内
	那 賀 町	広域営農団地農道整備事業	500,000,000	50,000,000	1/10以内
		中山間地域農村活性化総合整備事業	30,000,000	4,500,000	1.5/10以内
		小 計	530,000,000	54,500,000	—
	牟 岐 町	中山間地域農村活性化総合整備事業	5,000,000	750,000	1.5/10以内
	海 陽 町	老朽ため池等整備事業	5,000,000	150,000	0.3/10以内
	松 茂 町	地盤沈下対策事業	60,000,000	3,600,000	0.6/10以内
	藍 住 町	地盤沈下対策事業	50,000,000	3,000,000	0.6/10以内
	板 野 町	国営付帯県営農地防災事業	7,000,000	525,000	1.5/10以内
	上 板 町	県営かんがい排水事業	100,000,000	25,000,000	2.5/10以内
		県営農道整備事業	8,000,000	2,000,000	2.5/10以内
		国営付帯県営農地防災事業	93,000,000	6,975,000	1.5/10以内
		小 計	201,000,000	33,975,000	—
	つ る ぎ 町	広域営農団地農道整備事業	69,000,000	6,900,000	1/10以内
	東みよし町	広域営農団地農道整備事業	47,500,000	4,750,000	1/10以内
		中山間地域農村活性化総合整備事業	50,000,000	7,500,000	1.5/10以内

		小計	97,500,000	12,250,000	—	
--	--	----	------------	------------	---	--

提案理由

平成29年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び土地改良法第91条第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 12 号

## 平成29年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について

平成29年度広域漁港整備事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 29 年 9 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記	
広域漁港整備事業等	鳴門市	地域水産物供給基盤整備事業	40,000,000	5,600,000	14%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。	
		水産物供給基盤機能保全事業	3,000,000	420,000	14		
		県単独漁港漁場整備事業	21,360,000	4,272,000	20		
		小 計	64,360,000	10,292,000	—		
	阿南市	水産物供給基盤機能保全事業	41,000,000	5,740,000	14		
		牟岐町	広域漁港整備事業	140,000,000	14,000,000		10
			水産物供給基盤機能保全事業	3,000,000	420,000		14
			漁港環境整備事業	21,000,000	2,940,000		14
	小 計	164,000,000	17,360,000	—			
	美波町	水産物供給基盤機能保全事業	13,000,000	1,820,000	14		
県単独漁港漁場整備事業		6,000,000	1,200,000	20			

		小 計	19,000,000	3,020,000	—
	海 陽 町	水産物供給基盤機能保全事業	34,000,000	4,760,000	14
	松 茂 町	水産物供給基盤機能保全事業	28,000,000	3,920,000	14

#### 提案理由

平成29年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 13 号

## 平成29年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について

平成29年度県営林道開設事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 29 年 9 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営林道開設事業	美馬市	森林基幹道	240,000,000 <sup>円</sup>	25,680,000 <sup>円</sup>	10.7%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	三好市	森林基幹道	135,000,000	14,445,000	10.7	
	那賀町	森林基幹道	190,000,000	20,330,000	10.7	
	海陽町	森林基幹道	90,000,000	9,630,000	10.7	
	つるぎ町	森林基幹道	80,000,000	8,560,000	10.7	

## 提案理由

平成29年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 14 号

## 平成29年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について

平成29年度県単独道路事業費の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

平成 29 年 9 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独道路事業	徳島市	道路局部改良事業	25,500,000 <sup>円</sup>	3,825,000 <sup>円</sup>	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	道路局部改良事業	2,550,000	382,500	15	
	小松島市	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15	
		交通安全対策事業	637,500	63,750	10	
		小 計	17,637,500	2,613,750	—	
	阿南市	道路局部改良事業	31,450,000	4,717,500	15	
		交通安全対策事業	1,275,000	127,500	10	
		小 計	32,725,000	4,845,000	—	
吉野川市	道路局部改良事業	11,050,000	1,657,500	15		
阿波市	道路局部改良事業	34,850,000	5,227,500	15		

	美馬市	道路局部改良事業	38,250,000	5,737,500	15	
	三好市	道路局部改良事業	55,250,000	8,287,500	15	
	勝浦町	道路局部改良事業	12,750,000	1,912,500	15	
	上勝町	道路局部改良事業	12,750,000	1,912,500	15	
	佐那河内村	道路局部改良事業	8,500,000	1,275,000	15	
	石井町	道路局部改良事業	4,250,000	637,500	15	
	神山町	道路局部改良事業	22,950,000	3,442,500	15	
	那賀町	道路局部改良事業	34,000,000	5,100,000	15	
		交通安全対策事業	637,500	63,750	10	
		小計	34,637,500	5,163,750	—	
	牟岐町	道路局部改良事業	4,250,000	637,500	15	
	美波町	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15	
	海陽町	道路局部改良事業	12,750,000	1,912,500	15	
	松茂町	道路局部改良事業	11,050,000	1,657,500	15	
	藍住町	道路局部改良事業	3,400,000	510,000	15	
	板野町	道路局部改良事業	12,750,000	1,912,500	15	
	上板町	道路局部改良事業	10,200,000	1,530,000	15	

	つるぎ町	道路局部改良事業	12,750,000	1,912,500	15	
	東みよし町	道路局部改良事業	21,250,000	3,187,500	15	

## 提案理由

平成29年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について、道路法第52条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





## 第 15 号

## 平成29年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について

平成29年度県営都市計画事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 29 年 9 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営都市計画事業等	徳島市	公共街路事業	140,000,000 <sup>円</sup>	14,000,000 <sup>円</sup>	1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		県単独街路事業	8,500,000	850,000	1/10	
		緊急地方道路整備事業	550,000,000	55,000,000	1/10	
		旧吉野川流域下水道建設事業	22,036,000	5,509,000	2.5/10	
		小 計	720,536,000	75,359,000	—	
	鳴門市	旧吉野川流域下水道建設事業	49,294,000	12,323,500	2.5/10	
	石井町	緊急地方道路整備事業	120,000,000	12,000,000	1/10	
	松茂町	旧吉野川流域下水道建設事業	10,878,000	2,719,500	2.5/10	
北島町	旧吉野川流域下水道建設事業	18,760,000	4,690,000	2.5/10		
藍住町	旧吉野川流域下水道建設事業	29,792,000	7,448,000	2.5/10		

	板野町	旧吉野川流域下水道建設事業	9,240,000	2,310,000	2.5/10	
--	-----	---------------	-----------	-----------	--------	--

提案理由

平成29年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 16 号

## 平成29年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について

平成29年度県単独砂防事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 29 年 9 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独砂防事業等	阿波市	県単独砂防事業	2,975,000 <sup>円</sup>	743,750 <sup>円</sup>	25/100	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	美馬市	急傾斜地崩壊対策事業	80,000,000	5,000,000	$5/100 \cdot 1/10 \cdot 2/10$	
		県単独砂防事業	5,525,000	1,381,250	25/100	
		小 計	85,525,000	6,381,250	—	
	三好市	急傾斜地崩壊対策事業	160,000,000	13,750,000	$5/100 \cdot 1/10$	
		県単独砂防事業	6,800,000	1,700,000	25/100	
		小 計	166,800,000	15,450,000	—	
	勝浦町	急傾斜地崩壊対策事業	60,000,000	6,000,000	1/10	
神山町	県単独砂防事業	2,975,000	743,750	25/100		
那賀町	急傾斜地崩壊対策事業	5,000,000	250,000	5/100		

		県単独砂防事業	2,975,000	743,750	25/100
		小 計	7,975,000	993,750	—
	牟岐町	急傾斜地崩壊対策事業	30,000,000	1,500,000	5/100
		県単独砂防事業	12,750,000	637,500	5/100
		小 計	42,750,000	2,137,500	—
	美波町	県単独砂防事業	12,750,000	637,500	5/100
	海陽町	急傾斜地崩壊対策事業	50,000,000	3,000,000	5/100・1/10
		県単独砂防事業	12,750,000	637,500	5/100
		小 計	62,750,000	3,637,500	—
	つるぎ町	急傾斜地崩壊対策事業	40,000,000	3,500,000	5/100・1/10
	東みよし町	県単独砂防事業	2,550,000	637,500	25/100

#### 提案理由

平成29年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 17 号

## 平成29年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について

平成29年度港湾建設事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

平成 29 年 9 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
港湾建設事業	徳島市	港湾改修事業	90,000,000円	13,500,000円	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		港湾環境整備事業	21,000,000	3,150,000	15	
		小 計	111,000,000	16,650,000	—	
	阿南市	港湾改修事業	40,000,000	6,000,000	15	

## 提案理由

平成29年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 18 号

## 西部健康防災公園物資集積施設新築工事のうち建築工事の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

平成 29 年 9 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工 事 名	西部健康防災公園物資集積施設新築工事のうち建築工事
2	工 事 箇 所	美馬市美馬町字中鳥
3	工 事 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成30年11月15日まで
4	契 約 金 額	496,800,000円
5	契 約 の 方 法	一般競争入札
6	契 約 の 相 手 方	北岡組・三木組 西部健康防災公園物資集積施設新築工事のうち建築工事共同企業体 代表構成員 美馬市美馬町字妙見67番地 2 株式会社 北岡組 代 表 取 締 役 北 岡 眞 文 構 成 員 吉野川市川島町桑村625番地 株式会社 三木組 代 表 取 締 役 日 野 陽 一

#### 提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 19 号

## I P R 形移動無線機の購入契約について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

平成 29 年 9 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	物	件	名	I P R 形移動無線機
2	納		期	徳島県議会の議決のあった日から平成30年3月20日まで
3	契	約	金 額	168,529,788円
4	契	約	の 方 法	一般競争入札
5	契	約	の 相 手 方	香川県高松市寿町1丁目1番8号 三菱電機株式会社四国支社 支 社 長 稲 永 幸 雄

## 提案理由

物品の購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 20 号

## 徳島県立航空旅客取扱施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 9 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |   |           |                                 |
|---|-----------|---------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立航空旅客取扱施設                    |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 板野郡松茂町豊久字朝日野16番地2<br>徳島空港ビル株式会社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年1月1日から平成34年3月31日まで         |

## 提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



第 21 号

平成28年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成28年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



第 22 号

平成28年度徳島県病院事業会計決算の認定について

平成28年度徳島県病院事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成28年度徳島県病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





## 第 23 号

## 平成28年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成28年度徳島県電気事業会計の剰余金を処分し，平成28年度徳島県電気事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

平成28年度徳島県電気事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成28年度徳島県電気事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 第 24 号

## 平成28年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成28年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を処分し，平成28年度徳島県工業用水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

平成28年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成28年度徳島県工業用水道事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 第 25 号

## 平成28年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成28年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を処分し，平成28年度徳島県土地造成事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

平成28年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成28年度徳島県土地造成事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 第 26 号

## 平成28年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成28年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を処分し，平成28年度徳島県駐車場事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

平成28年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成28年度徳島県駐車場事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。





## 報告第1号

## 徳島県継続費精算報告書について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、徳島県継続費精算報告書を次のとおり報告する。

平成29年9月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 平成25年度徳島県継続費精算報告書

## 1 一般会計

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源	特 定 財 源			一般財源	特 定 財 源			
					国支出金	地方債	その他			国支出金	地方債			その他	国支出金	地方債	その他
8 土木費	2 道橋りう路よ費	出大合 上橋工 部架設 事業	25	500,000,000	275,000,000	202,000,000	23,000,000	500,000,000	275,000,000	202,000,000	23,000,000	0	0	0	0	0	
			26	500,000,000	275,000,000	202,000,000	23,000,000	500,000,000	275,000,000	202,000,000	23,000,000	0	0	0	0	0	
			27	500,000,000	275,000,000	202,000,000	20,000,000	3,000,000	500,000,000	275,000,000	202,000,000	20,000,000	3,000,000	0	0	0	0
			28	395,555,000	217,555,000	160,000,000	18,000,000	395,554,440	217,554,942	160,000,000	17,999,498	560	58	0	0	502	
			計	1,895,555,000	1,042,555,000	766,000,000	43,000,000	44,000,000	1,895,554,440	1,042,554,942	766,000,000	43,000,000	43,999,498	560	58	0	0



## 報告第2号

## 平成28年度決算に係る健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度決算に係る健全化判断比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成29年9月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
%	%	%	%
—	—	14.6	182.1
(3.75)	(8.75)	(25.0)	(400.0)

(備考) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載した。( )内は、早期健全化基準を記載した。



## 報告第3号

## 平成28年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度決算に係る資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成29年9月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県流域下水道事業特別会計	— <sup>%</sup>
徳島県港湾等整備事業特別会計	—
徳島県病院事業会計	—
徳島県電気事業会計	—
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。



## 報告第4号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
美馬郡つるぎ町在住 1名	円 206,921	平成29年2月17日	名西郡石井町地内	平成29年8月30日
小松島市在住 1名	79,298	平成29年4月6日	小松島市地内	平成29年8月30日
板野郡上板町在住 1名	80,724	平成29年4月19日	板野郡上板町地内	平成29年8月30日
徳島市在住 1名	119,238	平成29年5月12日	徳島市地内	平成29年8月30日
鳴門市在住 2名	567,441	平成28年11月30日	鳴門市地内	平成29年9月1日
板野郡上板町在住 1名	131,000	平成29年4月17日	板野郡藍住町地内	平成29年9月1日
徳島市所在 1法人	71,820	平成29年4月17日	鳴門市地内	平成29年9月1日





## 報告第5号

## 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
勝浦郡勝浦町在住 1名	円 37,000	平成26年7月10日	徳島市地内 (県道新浜勝浦線)	平成29年7月7日
徳島市在住 1名	54,000	平成29年1月21日	勝浦郡勝浦町地内 (県道徳島上那賀線)	平成29年7月7日
那賀郡那賀町在住 1名	94,000	平成29年3月16日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成29年7月7日
香川県高松市在住 1名	707,000	平成29年3月19日	那賀郡那賀町地内 (県道徳島上那賀線)	平成29年7月7日
那賀郡那賀町所在 1法人	109,000	平成29年3月28日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成29年7月7日
那賀郡那賀町在住 1名	86,000	平成29年4月8日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成29年7月7日
徳島市在住 1名	105,000	平成29年4月11日	徳島市地内 (国道438号)	平成29年7月7日

徳島市所在 1 法人	354,000	平成29年 1 月14日	美馬市地内 (国道492号)	平成29年 8 月21日
阿南市在住 1 名	195,000	平成29年 4 月23日	阿南市地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	平成29年 8 月21日
那賀郡那賀町在住 1 名	193,000	平成29年 4 月30日	阿南市地内 (県道阿南小松島線)	平成29年 8 月21日
美馬市在住 1 名	109,000	平成29年 5 月10日	美馬市地内 (国道492号)	平成29年 8 月21日
那賀郡那賀町在住 1 名	148,000	平成29年 5 月24日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成29年 8 月21日
那賀郡那賀町在住 1 名	110,000	平成29年 5 月26日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成29年 8 月21日
那賀郡那賀町在住 1 名	231,000	平成29年 6 月 2 日	那賀郡那賀町地内 (県道古屋日浦線)	平成29年 8 月21日
阿南市在住 1 名	126,000	平成29年 6 月 8 日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成29年 8 月21日
那賀郡那賀町在住 1 名	65,000	平成29年 6 月 8 日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成29年 8 月21日
徳島市所在 1 法人	112,000	平成29年 6 月21日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	平成29年 8 月21日

報告第6号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成28年度に係る業務の実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により，地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成28年度に係る業務の実績に関する評価結果を別冊のとおり報告する。

平成29年9月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



報告第7号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院中期目標に係る事業報告について

地方独立行政法人法第29条第2項の規定により，地方独立行政法人徳島県鳴門病院の中期目標に係る事業の実績を別冊のとおり報告する。

平成29年9月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



報告第8号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院中期目標に係る業務の実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法第30条第3項において準用する同法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の中期目標に係る業務の実績に関する評価結果を別冊のとおり報告する。

平成29年9月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門







